

# 平成23年度第1回 文京区景観審議会会議録

日時：平成23年7月4日（月）

午後2：00～4：00

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部計画調整課

○**中村幹事** それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成23年度第1回文京区景観審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しいところを本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、審議会の事務局を担当しております都市計画部計画調整課長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元の資料を確認させていただきます。

審議会資料はあらかじめお送りしておりますけれども、本日お持ちでない方は事務局に予備がございますのでお知らせください。よろしいでしょうか。

(資料確認)

次に、委員の出欠につきましてご報告いたします。伊藤委員、瀧委員が所用のため欠席でございます。

会場のマイクの使用法でございますけれども、お手元のスイッチを押してからご発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきたいと思います。

それでは、次第により進めさせていただきます。

まず、委員の委嘱についてでございます。

本審議会の委員につきましては、平成22年7月1日から新たな任期が始まっておりますが、新たに委員になられた方がいらっしゃいます。委員就任につきましてはご了承いただいているところでございますが、ここで改めまして、成澤区長より委嘱状をお渡しいたします。

なお、区職員選出の委員及び幹事につきましては、既に任命を行っております。

区長、よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○**成澤区長** 委嘱状、岸田省吾様。文京区景観審議会委員を委嘱します。平成23年7月4日 文京区長、成澤廣修。どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

○**岸田委員** よろしくお願します。

○**成澤区長** 委嘱状、田中香澄様。以下同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**田中委員** よろしくお願します。

○**成澤区長** 委嘱状、上田ゆきこ様。どうぞよろしくお願いいたします。

○**上田委員** ありがとうございます。

○**成澤区長** 委嘱状、藤原美佐子様。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原委員 よろしくお願ひします。

○成澤区長 委嘱状、萬立幹夫様。どうぞよろしくお願ひいたします。

○萬立委員 よろしくお願ひします。

○中村幹事 それでは、今期から新たに委員及び幹事になられた方々を私からご紹介させていただきます。

学識経験者として岸田委員でございます。

○岸田委員 岸田でございます。よろしくお願ひします。

○中村幹事 区議会委員として田中委員でございます。

○田中委員 よろしくお願ひいたします。

○中村幹事 上田委員でございます。

○上田委員 上田でございます。よろしくお願ひいたします。

○中村幹事 藤原委員でございます。

○藤原委員 藤原です。よろしくお願ひします。

○中村幹事 萬立委員でございます。

○萬立委員 萬立です。よろしくお願ひします。

○中村幹事 区の職員として、藤田委員でございます。

○藤田委員 よろしくお願ひいたします。

○中村幹事 久住幹事でございます。

○久住幹事 よろしくお願ひいたします。

○中村幹事 佐野幹事は遅れておりますので、後ほどご紹介いたします。

八木幹事でございます。

○八木幹事 よろしくお願ひいたします。

○中村幹事 どうぞよろしくお願ひいたします。

また、委員の任期につきましては、景観条例施行規則第12条により2年間となっております。新たに委員となられた方につきましては、前任者の残任期間である平成24年6月30日までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ここで審議会の開会に当たりまして、成澤区長よりごあいさつを申し上げます。区長、よろしくお願ひいたします。

○成澤区長 皆さん、こんにちは。大変暑いところを本日はご出席いただきましてありがとうございます。区長の成澤でございます。

平成23年度の第1回の景観審議会でございますが、本日から新たに委員となつていただいた方々には大変お世話になります、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日ご諮問申し上げますのは、景観行政団体への移行についてご検討をいただくためでございます。文京区の景観行政につきましては、平成12年7月から実施してまいりました景観事前協議によりまして、まち並み景観を乱さない建築物や広告物となるよう指導・誘導し、一定の成果を上げてきたものと考えております。

しかしながら、近年、景観に対する区民の方の意識の高まりから、まち並みを乱さないということに止まらず、区の魅力を生かした魅力的な景観づくりが求められております。

景観行政団体への移行につきましては、本年3月に改定いたしました都市マスタープランにも位置付けておりますが、是非委員の皆様方から忌憚のないご意見を賜りまして、文京区のまち並みが今まで以上に心地よく、魅力に溢れた特色あるものとなるようにご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○中村幹事** ありがとうございます。

続きまして、審議会の会長の選出を行いたいと存じます。

会長の選出につきましては、内藤前会長が東京大学退官に伴いまして、任期途中で本審議会の委員を辞任されました。新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて会長の選出を行う次第でございます。

会長の選出方法につきましては、景観条例施行規則第13条第1項の規定により委員の互選によるとされてございますので、委員の皆様からの推薦を頂戴したいと思っております。いかがでしょうか。

**○佐伯委員** 内藤先生が途中で辞任されたんですが、今度就任された岸田省吾先生に会長を受けていただきたいと思っております。

岸田先生は、2005年より東京大学の建築学科で教えていらっしゃいまして、また文科省や新宿区の委員会の委員も経験されております。岸田委員に文京区景観委員会の会長にと思っております。どうぞご検討ください。よろしくお願い申し上げます。

**○中村幹事** ただいま佐伯委員より岸田委員に会長をとのご意見がございましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、委員の皆様方の賛同によりまして、岸田委員に会長をお願いしたいと思っております。

次に、会長代理でございますが、景観条例施行規則第13条第3項の規定により、あらかじめ会長の指名する委員となっております。

会長、ご指名をよろしくお願いいたします。

**○岸田会長** 会長代理としては、これまでのご経歴等、総合的に判断して、私の左に座っておられます東京藝術大学の清水先生をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○中村幹事** それでは、会長のご指名によりまして、清水委員に会長代理をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○清水委員** はい。

**○中村幹事** それでは、ここで、岸田会長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○岸田会長** 岸田でございます。今、佐伯委員からご紹介いただきましたが、私はこれまで、建築のデザインというか、設計と設計論といったようなものを専門にやってきました。また、その関係で、大学では特に本郷キャンパスのキャンパス計画などをやらせていただいておりますが、キャンパスの中でしたが、文京区の景観については、ずっとそれなりに気にしてやってきたつもりです。

どこまでお役に立てるか分かりませんが、文京区は23区の中では早くから景観行政に取り組んできたと聞いております。そういう意味でも、文京区の景観行政をこれまでに以上に発展させ、また、密度の高いものにしていくためにお役に立てればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

**○中村幹事** ありがとうございます。

続きまして、区長より審議会に諮問がございます。

区長、よろしくお願いいたします。

**○成澤区長** 文京区景観審議会会長、岸田省吾様。文京区長、成澤廣修。

文京区景観条例第22条第2項の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記「景観行政団体への移行について」。

どうぞよろしく願いいたします。

○中村幹事 ここで、区長は所用がございますため、退席させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○成澤区長 どうぞよろしく願いいたします。

(区長退席)

○中村幹事 それでは、本日の審議会の進行につきまして、岸田会長にお願いすることといたします。会長、よろしく願いいたします。

○岸田会長 それでは、早速ですが、議事を始めたいと思います。お手元に議事次第が用意されていると思いますが、本日の議題は「景観行政団体への移行について」です。

今、区長さんから諮問いただきましたこととございます。

資料につきましては、資料の第1号、第2号の2つが用意されておりますが、本日は資料第2号について、主にご議論いただくことになろうと思います。今、2時をちょっと回っておりますが、目標は一応4時、2時間ほどを目標に議事を進行したいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

では、資料第1号、第2号については関連しておりますので、事務局から第1号、第2号を通して説明をお願いいたします。

○中村幹事 ご説明させていただく前に、資料の訂正をお願いしたいと思います。

まず、資料第1号の1ページ目、網かけとなっているところとございます。景観計画の2つ目の四角で囲ったところでありまして、**「景観重要建築物」**とありますが、**「景観重要建造物」**に訂正をお願いいたします。

それから、資料第2号の1ページ目とございます。右下、(仮称)文京区景観計画と四角で囲んでございますところの7番目とございますけれども、文末が**「指定方」**とありますところを**「指定方針」**に訂正をお願いいたします。

続きまして、資料第2号の2ページ目、表の左側です。9番目の説明文のところとございますけれども、**「公園などの整備に関する」**とありますが、**「整備に関する」**というふうに**「に」**を補っていただきたいと思います。失礼いたしました。よろしいでしょうか。

それでは、資料第1号によりまして、景観行政団体への移行についてご説明をいたします。

まず、景観に関するこれまでの取組でございます。

文京区は、景観基本計画や景観条例に基づき、一定規模以上の建築物や屋外広告物につきまして、景観ガイドラインを用いた景観事前協議により、昨年度までの11年間で約1,200件について指導・誘導を行い、調和のとれた市街地景観を形成してまいりました。

また、普及啓発事業といたしまして、「文の京都市景観賞」や「まち並みウォッチング」により、区民等の景観への関心と理解を深めてきたところでございます。

次に、景観行政団体についてでございます。

まず景観法の制定についてですが、これまでは経済性や効率性を重視したまちづくりが進められてまいりましたが、美しいまち並みなど良好な景観に対する国民の関心が高まってきたこと、また、全国の地方公共団体におきまして景観に関する自主条例が制定され、良好な景観形成に向けた取組が進められてきたことなどから、平成16年に景観法が制定されました。

この景観法では、良好な景観形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民の責務を明らかにし、景観行政は住民に最も身近な基礎自治体が主体的に担っていくことが示されるとともに、景観形成の行為規制を行うための仕組みが整えられています。このように景観行政団体とは、景観法の仕組みを活用できる地方公共団体のことを言います。法施行と同時に、都道府県などは景観行政団体となりますが、区市町村におきましては、都道府県知事と協議し、同意を得た上で景観行政団体となることが定められております。

次に、景観法の行為規制の仕組みについてでございますが、主に景観計画、景観地区、景観協定で構成されております。網かけの部分でございます。

景観計画では、建築物等に関する規制といたしまして、建築物や工作物などの新築や増改築などについて、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為に対して、デザインや色彩に関して、法に基づいた規制を行うものでございます。

また、景観重要建造物や景観重要樹木の指定では、外観上優れた建造物や樹木がある場合には、除却や外観の変更、伐採によって、その地域全体の良好な景観が大きく損なわれるおそれがあるため、それらをあらかじめ指定、保存するものでございます。

景観重要公共施設の整備では、景観上重要な道路、河川、都市公園などにつきまして、景観計画に定めた整備に関する事項や占用許可の基準に基づき、整備を行うことを義務

付けるものでございます。

次に、景観地区では、景観計画では規制することが困難な建築物の高さや壁面線の位置などについて、都市計画の手続きにより定めることとしております。

次に、景観協定では、住民合意により、例えば商店街におけるショーウインドーの照明ですとか、店の前に設置するワゴンの形式など、統一したデザインにするといったようなルールを定めることができるというものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。景観行政団体移行の意義についてでございます。

まず1つ目でございます。区の魅力をより際立たせる景観形成を推進するというところでございます。これまで景観事前協議において指導・誘導してきた基準に加えまして、特に景観について配慮・貢献すべき基準を景観計画に定めていくというものでございます。これにより、よりきめ細かな景観形成を推進することが可能となり、景観の質の向上を図ることができるというものでございます。

さらに、区の景観形成を先導していく地区として、重点的に景観形成を推進するモデル地区を1地区選定し、地区住民との協働により、基準を定めて規制誘導することで、地区の個性を際立たせる景観を創出していくことができます。

2つ目は、区民や事業者に分かりやすい仕組みを構築するというものでございます。現在、地区によりましては、文京区と東京都の両方に対して、それぞれ景観に対する協議が必要となる場合があり、区民や事業者に分かりにくい仕組みとなつてございます。今後は、区が都の景観行政を引き継ぎ、景観行政団体となることで、協議や手続きの一元化を図ることができるというものでございます。

3つ目は、区と区民の協働による積極的な景観づくりを推進するというところでございます。良好な景観の形成は、居住環境の向上など、住民の生活に密接に関係しており、また、地域の特色に応じた、きめ細かな規制誘導が有効であるため、区が景観行政団体となるという積極的な姿勢を示すとともに、道路や公園などにおいて良好な公共空間を創出したり、ランドマークとなっている建造物や樹木が外観変更や除却により良好な景観が損なわれたりしないよう、区民の景観づくりに対する関心を高めることで、区民の積極的な景観づくりを推進していくというものでございます。

資料第1号につきましては以上でございます。

続きまして、資料第2号によりまして、景観計画骨子の作成についてご説明をいたします。



まず、景観行政団体移行の手続きでございます。景観法を活用した景観行政を推進するためには、景観行政団体に移行しなければなりません。手続きといたしましては、先ほどご説明いたしましたとおり、東京都との協議と同意が要件となっております。手続きを具体的に進めていくに当たりましては、区が目指す景観形成の方針や基準を示した計画を示す必要があることから、今年度におきましては、まずその骨子を作成してまいりたいと考えてございます。手続きの関係はお示しのとおりでございます。

次に、景観法に基づく景観計画についてでございます。

景観計画につきましては、景観法で規定される項目があり、それを踏まえた文京区の景観計画を作成することが要件となっております。基本的な構成といたしましては、図のように東京都の景観計画を引き継ぐことと、これまで文京区が進めてきた景観施策の内容を反映したものとなります。さらに、新たに区独自の項目も加えることとしてございます。

次に、2ページをご覧ください。

景観計画に定める事項と検討の方向性についてでございます。表の左側でございますけれども、まず必須事項についてですが、景観計画区域は、区内全域を対象と考えてございます。

次に、良好な景観形成に関する方針では、これまでの取組を踏まえながら、今まで以上に地域の個性を生かした文京区らしい景観を創出する観点から、都市マスタープランや景観基本計画の目標や基本方針を踏まえて検討していきたいと考えてございます。

次に、行為の制限に関する事項では、景観形成基準の①から③、括弧で表示してございますけれども、こういったものを区独自に定める事項といたしまして考えてございます。

景観形成基準②につきましては、特に「文京区らしさ」を構成する要素や特性、立地、こういったものをより際立たせる基準を検討してまいりたいと考えております。

また、景観形成基準③のところでは、先ほどご説明しましたとおり区の景観を先導していくような、重点的に景観形成に取り組む地区の基準を検討してまいります。具体的な基準につきましては、地域の住民の方々とのワークショップや説明会を通じて検討してまいりたいと考えております。

また、地区につきましては、客観的な選定指標に基づき、地区を選定したいと考えております。

次に、届出対象行為・規模につきましては、対象となる建築物や工作物について、その範囲を広げることで、さらにきめ細かい景観形成を図りたいと考えております。

その他、景観重要建造物や樹木の指定方針、屋外広告物の表示の制限などについても検討していきたいと考えてございます。

表の右側でございますけれども、景観計画の作成に当たりましては、広く区民の意見を反映していきたいということで、区民との意見交換会を考えてございます。都市マスタープランと同様に5地域で各2回の開催を予定しているものでございます。

次に、3ページをご覧ください。検討の進め方でございます。

検討体制といたしまして、本景観審議会の下に、景観計画検討委員会と景観計画検討庁内連絡会を設置いたします。景観計画検討委員会では、学識経験者として、景観審議会委員の方から2名、業界団体代表者といたしまして、東京都建築士事務所協会、東京屋外広告協会から1名ずつの計2名、文京区景観アドバイザー2名、それに公募区民の方が5名、区職員8名の合計19名で構成をしております。

最後に検討スケジュールでございます。

平成23年度から25年度の3か年を予定しております。23年度につきましては、景観計画骨子のまとめ、24年度に素案を作成し、景観行政団体への移行、25年度に景観計画を策定したいと考えてございます。

景観審議会、検討委員会、意見交換会などのスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

資料第2号につきましては以上でございます。

説明は以上でございます。

**○岸田会長** ありがとうございます。

今後、この審議会では、景観計画の内容について議論していくということでございます。本日は、その初回ということで、皆様からいろいろなご意見を出していただいて、今後の検討課題としていきたいと思っております。

ただ今事務局からいただきました説明について、何かご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

これは質問というか、確認でございますが、大きな目標はこの景観行政団体になるということですね。そのためには、景観計画の案をつくるということでございますね。

**○中村幹事** そのとおりでございます。法の位置付けといたしましては、都道府県知事

との協議、同意ということで、具体的に何をするかということは記載されておられませんけれども、都から同意をもらい、景観行政団体に移行した後に計画をつくるということになりますので、実際には、景観行政団体にならない限りは計画をつくれないうのが法体系であります。ただ、具体的に東京都と協議するに当たっては、区の景観に対する理念ですとか方針といったものをある程度具体化したものを示しませんと協議になりませんので、この景観計画の素案的なものまでをつくりながら東京都と協議していきたいというふうに考えております。

**○岸田会長** ありがとうございます。

初回ですし、ある意味非常に大きなミッションでございます。どんなことでも結構ですので、ご意見、ご質問はありませんか。

どうぞ、岡村委員。

**○岡村委員** 今回、事前の資料の送付に都市マスタープランも配られておまして、ある意味私も混同しているんですね。今日の会議ではそれを審議するのかと事前に聞いたら、それはもうでき上がったものなので、報告ですと伺いました。他の自治体でもときどき見かけることなんですけれども、都市マスタープランと景観計画というのは独立したものですので、策定の時期も違うというのは、まあ分からないでもないんですけれども、この景観審議会でも、昨年まで都市景観賞の議論のときに、やっぱり委員の中には、都市マスタープランのことを話題に出して議論されたことが少なくなかったと思うんです。そういう意味で、都市マスタープランとしてでき上がっているものについても、私も意見を申し上げたいことがあるんですけれども、それがこれから審議する景観計画の中身とすごく係わる人が多いように私は思います。そういう意味で、無理なことは無理で、それを言うつもりはないんですけれども、やはりお互い関連を持って議論していくのがいいのではないかと、そんなふうに思います。

**○岸田会長** ありがとうございます。今のご意見、なかなか、どういったらいいんですかね、理解できる部分もあるんですが、手続き的にはどうなんですか。フリートーキングにおいてはレファレンスしてもいいとか。

**○中村幹事** 都市マスタープラン自体は、これも段階を追って改定をしております。これは平成21年度から取り組んでおまして、地元の説明会ですとか、パブリックコメントですとか、区報特集号もそうなんですけど、いろいろなところで周知をしてきた結果のまとめりということなので、そういったものを前提としながら、景観については、こ

の都市マスタープランの45ページにございます景観形成の方針という中で、景観形成団体に移行することによって、体系的な景観まちづくりを進めていくということを受けて、より具体的な作業に入るということです。ですから、景観行政団体になるということを都市マスタープラン上では、さっき申し上げたように位置付けておきまして、それを今年度以降、景観行政団体になるに当たっての具体的な手続きを進めていくということ、本審議会をお願いしているということでございます。

**○岸田会長** ということ、ある経緯と議論のステップを経てこのマスタープランはできているという意味では、当然前提として尊重しないとイケないということのようですね。ただ、議論としては、多少言及して、変えるという訳にはなかなかいかないと思いますけれども、議論自体はいいと思いますね。

**○中村幹事** そうでございます。変更ということはないでしょうけれども、いろいろなご意見をまず伺いたいということなので、それはよろしいかと思えます。

**○岸田会長** 岡村委員、具体的に何かございますか、併せて議論したいという意味では、このマスタープランについてですね。

**○岡村委員** ただ、でき上がったものなので、今、これはこうじゃないかというのは言いにくいというのはよく分かりますので、この景観計画をつくった結果が、この先、5年ごとでしたか、都市マスが見直されていくということを伺いましたので、そういうところに反映していただければいいのかなと、そういうふうに思いました。

**○中村幹事** 今回の新たな考え方ということで、今委員がおっしゃったように、5年ごとに評価をして、必要に応じて見直しをするという位置付けにしておりますので、そういった場面で反映できるのかなと思っております。

**○岸田会長** ありがとうございます。岡村委員、よろしいでしょうか。

**○岡村委員** はい。

**○岸田会長** それでは、他にいかがでしょうか。松下委員、どうぞ。

**○松下委員** 基本的な質問なんですけれども、今回この景観行政団体移行に向けてこちらで話し合うということなんです、これを見させていただくと、検討組織として検討委員会というのをつくって、それはここに構成委員が書いてありますね。その他に庁内の関係部署で構成されているものがあって、そこで決めたものを庁内で練り直すというんでしょうか、またやって、それで多分、最後にといたら変ですけど、この景観審議会にお返しいただくという流れなのかなという理解なんですけれども、この検討委員会

の19名の中に、この景観審議会の委員が2名と書いてあって、この中から2名出られるんだと思うんですけども、そういった選定とか、あと、公募による区民というのも、多分純粋な区民の公募なんだと思うんですけども、この景観審議会との係わりというのは、この2名の方のみなのかというのがまず1つ目の質問です。

**○中村幹事** そのとおりでございます。景観審議会の委員の方の中から2名というふうに考えてございまして……、具体的にですか。

**○松下委員** はい。

**○中村幹事** 具体的には、都市マスタープランのときも会長代理の大方先生にお願いしていましたので、同じような形で、清水先生に検討委員会をお願いしたいと思っています。それから、伊藤委員にもお願いしたいと思っております。

**○松下委員** その2名の方が出るということは、ここで話したこととか、皆さんの意向を一応背負ってといったら変ですけども、その気持ちとともに検討組織の検討委員会に出られるということなんでしょうか。それで、結局、景観審議会の意見というのは、検討委員会の中にどのように組み込まれていくのかなということと、あと、例えば今日話し合ったことが、どこまでできたものに影響が出るのかということ、どういう係わりなのかというのが知りたいです。

**○中村幹事** 検討委員会が単独で動くという訳ではなくて、あくまで審議会に検討したものを上げていくという、そういった作業をする場所であると思っています。ですから、この審議会に出た意見は、基本的には方針を決めますので、その方針に基づいて検討委員会で具体の検討をしていくということですから、この審議会でも何もご意見がないとまた困るのですが、いろいろなご意見をいただいて、そういったものを基にしながら、それを具体的にどういうふうな形にできますかということを検討委員会で検討していくということで考えています。

ですから、あくまで景観審議会で、この景観計画の骨子を詰めていくに当たってのそういった作業的などいいますか、技術的などところのお話をしていきたいというものでございます。

**○松下委員** どっちで？

**○中村幹事** 具体的な検討は検討委員会で、ですから、都市マスタープランのときと同じような流れでございます。

**○岸田会長** 今のご説明で大体いいと思うんですが、要するに今日も含めて、景観行政

の基本方針、具体的にはここで挙がっています計画案の内容については、1から10まで全部ここで意見を言える訳ですね。どんどん言っていただいて、それを受けて、清水先生の検討委員会で素案をつくっていただくと。で、2回目にそれがいただけるのでしたっけ。2回目というのは今年の年末ぐらいですよ。

○中村幹事 そうでございます。

○岸田会長 またそこで揉むという、そういう予定でございますので。

○松下委員 ありがとうございます。今のは質問で、中身に関してもう少し経ってからまた言ったりするんですよ。

○岸田会長 いや、今、もしあればどんどん言っていただいて結構です。

○松下委員 いきなりだとあれなんですけど。

○岸田会長 いやいや、どうぞ。別に手順はございません。何でも。

○松下委員 それじゃ、前後しちゃうかもしれないんですけども、でも、質問とかあったら、どうぞそちらを。

○岸田会長 いやいや、質問、ご意見、どうぞ自由に。

○松下委員 私の感覚ですと、検討委員会というのが、そういうことを全部やって、見守ることしかできないのかなと思っていたものですから、ゼロから入れるということに関しては、皆さんで活発な意見があるといいなと思います。また言います。

○岸田会長 続けて、もしございましたら、具体的にどうぞ。

○小野委員 改めまして。今のお話の中で分かりにくいということがありましたので、重複するかもしれませんが、もう一度説明させていただきます。最終的には、この景観審議会で判断をします。この景観行政団体移行に向けて、先ほど中村幹事から説明がございましたように、計画案をつくらないと都と協議ができないということになっています。本来ならば景観行政団体に移行してから計画をつくるというのが流れなんですけど、その前に都の同意を得る必要がありますので、その同意を得るための事前協議を東京都とするに当たって、何もしないでは協議できないために、文京区は景観計画をこんな感じで作りますよというたき台的なものをつくって、それで協議に入っていく訳です。

ですので、そういう意味では、実際の動きとしては手順が前後する訳です。そのために景観計画というものの骨子からつくって、段々それが素案になって、最終的に案になってまとまっていくということにして、景観計画をつくるに当たっては、この内容でいいという最終的な判断は審議会でするんですが、その前段のワーキンググループのよう

な作業的なもの、細かいデータを見ながら、こういう内容でいきたいと思いますとか、あーいきたいと思いますという具体的な検討は、景観計画検討委員会で行うこととなります。

資料第2号の3ページにあるスケジュールを見ていただくと、今日が7月最初の景観審議会①になっています。次の検討庁内連絡会を、庁内の関係課長が集まって7月の下旬にやって、その検討した内容を、8月の下旬に検討委員会で、まさに作業の第1回目を行うというふうになっております。今日の景観審議会というのは、今後そういう流れでもって進めますけれども、よろしいでしょうかというお伺いを立てている場ということでございます。

**○岸田会長** 今日お配りいただいた資料第2号の3ページの下のところですか、3つ四角で囲んだ検討内容というものがございます。今日は7月の1回目で、一応内容としては、景観行政団体移行について検討する。これは前提として移行を目標とするということですので、議論があるかどうかということですね。

2つ目が、計画で定める事項と検討の方向についてのご議論をいただきたいということですね。

最後に、景観形成に取り組む、その重点地区の選定を話し合うということですか。

主にこの3つのことについてご議論いただいた上で、検討委員会、それから庁内の調整があるというふうに理解してよろしい訳ですね。

どうでしょうか、そうしましたら、議論としては、2つ目の景観計画に定めるべき事項と検討の方向について何かご意見はございますか。この資料で言いますと、資料第2号の1ページ目の右下ですね。必須事項とか区独自の事項、あるいは選択事項とかいったような区分けがございます。こういうものに挙げられた内容について、あるいは、2ページ目、さらに細かく説明がございます。こういうものについても議論する必要があると。

**○藤原委員** ちょっとまた基礎的な質問で申し訳ないんですが、モデル地区は1地区というふうに書いてありますが、先日、建設委員会でも質問したんですけども、これは1地区でなければいけないんですか。

**○岸田会長** 質問はそれだけですか、とりあえず。

**○藤原委員** いや、まだつながるんです。

**○岸田会長** じゃ、どうぞ質問をお続けください。

**○藤原委員** 今、実は既に4月から6月に基礎調査が開始されて、もう6月だから終わ

ったと思うんですが、今日、その内容が出てくるかと思っていたのですが、出てきていないということもありまして、そこで19エリア、19地区に分けていろいろな景観、文京区内の特色ある景観について調査を進めているということだったのですが、それには緑地とか坂道とかも入っているということだったんですが、その資料が今日ないので、ちょっとがっかりしているんですけども、それを踏まえて検討するほうがいいと思いますし、また、その19もあるような調査をしているのでしたら、何も1地区に限らず、文京区は多様な景観を持っていますので、もうちょっと多くてもいいかなというふうに思うのですけれども、まずその質問から。

**○岸田会長** いかかでしょうか。私から答えるよりも……。

**○中村幹事** 文京区は特徴あるまちですので、委員がおっしゃるように、19界限ということで景観基本計画に定められておりますけれども、景観計画で重点的に景観形成に取り組む地区においては、具体的に住民の方々が自分たちのまちを景観形成するに当たって細かい基準を決められる訳なんです。ですから、それは非常にきめ細かいものがありますし、一定程度規制するというので、私権の制限といえますか、そういうものに係るものがございます。ですから、そういった基準をつくるに当たっては、地区の住民の方々との合意形成が非常に重要になってきます。ですので、幾つもの地区に我々が、二人か三人しかいませんけれども、飛び込んでいってやるということは物理的に難しいので、まずは具体的に1地区を定めて、そこでやってみると。やったものが、皆さんの目で見て、これは私たちのまちでもやってみようという意識が高まってくれば、それは二つ三つということで広がっていくと思うんです。そういう波及効果を狙っている訳です。ですから、まずモデルとなる1地区を選定したいということでございまして、決して他の地区はやらないということではございません。まずは、今、重点的に景観形成に取り組む地区がない状況ですので、モデル的にまずやって、目に見えるような形で皆さんにお示ししながら、具体的に2つ目、3つ目と広げていきたいということを考えてございます。

**○岸田会長** 2点目の4月から6月におやりになったはずの資料というのはいかがでしょうか、調査資料。

**○中村幹事** これはデータベースとなるものを調査しておりまして、この委託も2か月で終わるものではなく、こういったものを使いながら、先ほど申しましたようにワークショップですとか、説明会ですとか、検討委員会などで使う資料ですとか、そういった



もののベースになるものと考えております。

○**岸田会長** ということでございますが、いかがでしょうか。

○**藤原委員** 検討委員会で使われるのはもっともだし、いいと思うんですが、ここに出していただかないと、検討委員会の前の段階での検討ができないと思うんですけれども。

○**岸田会長** なるほど。その点、いかがですか。まだまとまってないとか、何か事情があるんですか。

○**中村幹事** これからそのデータを基にしたものを組み立てていく訳です。

○**岸田会長** すみません。具体的には例えばどういう事項の調査だったんでしょうか。

○**中村幹事** 例えば、先ほど、よりきめ細かな指導・誘導ということを申し上げましたが、今、一定規模以上のものを対象に協議してございまして、例えば商業地域でいうと500平米以上の敷地ですとか、延べ面積2,000平米以上の建物ということで、ある程度大きなものを対象にしております。今後についてはもう少し規模を小さくするか、そういったことを含めて、もう少し件数も増やしていきながら景観を誘導していきたいということも考えてございまして、実際に坂の近辺にできている建物の規模ですとか、そういったものを含めて調査をしているというものでございます。

○**小野委員** ちょっと補足で、すみません。こうだろうという若干推測を含むのですが、今、調査をして、その生データそのものではなくて、それを議論できるような形に集約をして、それを検討委員会に出して議論いただくと。当然、検討委員会に出した資料は、この景観審議会にも出せます。

○**岸田会長** 今日はいずれにしても、議論できる形にはまだなっていないということですね。

○**小野委員** はい。

○**藤原委員** それでしたら、資料のない段階で勝手な意見として申しますと、勝手という訳ではないのですが、個人的な見解を述べますと、今までの景観づくりのための事前協議制度ですとか、そういうのを見ていましたら、やはりちょっと実効性に乏しいような面がありまして、あと、東京都の景観計画などで事前協議もあるのですが、例えば高さの高いものが庭園の眺望を阻害するとか、そういうようなときには、特に実効性がないことが今までの現実ではありまして、それに対して区が上乘せでどのくらい規制できるかというのが一番関心があるのですけれども、そういうことはもちろんこれからは決めていけるということですよ。

○**岸田会長** 決めていけるというか、議論して計画に盛り込むかどうかというところですよね。

○**藤原委員** それですと、やはり先ほどの規模の問題もありましたけれども、実効性を保つためには、500、400よりも、もっと小さく、300とかにしていく必要があると思いますし、あと、森林というか、緑地なんかの場合は、買い取りとか、トラストのようなシステムとかも導入していくといいのではないかと思いますし、そんなところでは。

○**岸田会長** 今のご意見は、計画案をつくる上で、それを実施していく担保をどこまでここで議論し、あるいは盛り込んでいけるかというお話だったと思うのですが、この辺については、ある議論の範囲というものはあるんですかね。もうある種限界を設けずに、何でも関係しているものは議論していくのか。

○**中村幹事** それはこの審議会の中でご議論いただいて、盛り込むべきものであるというところでご意見がまとまれば、それは可能かと思います。

○**岸田会長** 分かりました。そういうことでございます。  
じゃ、上田委員、どうぞ。

○**上田委員** 私はこの景観審議会の委員をさせていただきますのは2回目で、2年ぶりです。これまで、以前の景観審議会の中でさまざま、文京区の景観をよくするためにはどういふふうにしていったらいいのかという議論があった中で、例えば建物についても、屋外広告物に関しても、もちろん規制をかけたり、例えば京都の祇園のファミリーマートが茶色く塗っているような、そういったことができればいいみたいな意見が出た日もありましたけれども、結局それは都心区の文京区で、コーポレートカラーとかを決めている企業とかがある中で、ご商売もあって、住んでいる方の利便性とかも考えて、情報を得ていかなければならない。どういった消費行動をとればいいのかとか、そういったことの情報にもなるような、そういった建物だったり、広告物だったりするというものを、完全に規制することが本当に正しいのだろうかというようなご議論があった中で、文京区の場合は、とりあえず高級感があればいいよねみたいな結論というか、話になったような気がするんですね。

先ほどのお話の中でも、確かに文京区の景観をよくするために、どこまでも際限なく規制をかけることができればいいのかもしいないですけども、それよりは区民の生活をとか、働いている方の生活というものを考えた上で、節度のある範囲というものを是

非考えていただきたいなというふうに清水先生にお願いしたいと思います。

あと、資料第2号の2ページの10番の景観形成の支援策というところがあるんですけども、これは具体的には、今やっている都市景観賞などで誘導しているような、そういったことを指していらっしゃるのでしょうか。それとも、何か新たに検討委員会の中で画期的な支援策というものを考えていかれたいというふうに思っていらっしゃるのでしょうか。

**○岸田会長** 分かりました。まず2つ目のご質問についていかがでしょうか。賞以外に何か……。

**○中村幹事** 支援策につきましても、この景観審議会でご議論いただきたいということも考えてございまして、景観賞ですとか、そういったものではなく、新たな支援するものを考えていきたいということで、まだ事務局では具体的な案は浮かんでございません。

**○岸田会長** これはモデル地区を1つ選んで、そこでワークショップをしながら考えていくという面もあるんですかね、この支援策というのは。

**○小野委員** モデル地区でのワークショップというのは、資料第2号の2ページの左側の3番、4番、5番で、基準①、②、③と書いてあって、その③に該当する部分になると思うんですが、この順番からすると、③の基準というのが、一番具体的に、簡単に言えば、きつい基準を決めようということで考えています。基準を厳しくすることというのは、それぞれの関係権利者にとって負担になることでありますので、そういう意味では、やはり合意形成を図りながらやっていく必要があるだろうと。そのためのワークショップということでありまして、支援策とイコールということではありません。

**○岸田会長** 分かりました。どうもありがとうございました。

ということで、2つ目のご質問についてはそれでよろしいですかね。

**○上田委員** はい、ありがとうございます。

**○岸田会長** それから、最初のほうのお話で、いろいろな立場とか利害があるので、規制については、ある意味慎重に議論したほうがよろしいということでございますか。

**○上田委員** 慎重とまでは言わないですけども、景観行政団体に移行するということは本当に素晴らしいことだと思いますけれども、張り切り過ぎてしまうと、逆に息切れしてしまうのではないかとというふうに心配になったということです。

**○岸田会長** なるほど、分かりました。

これについては、何か他にございますか。要するに、景観ということだけで視野を狭

くしちゃうと、またそれは問題が起きる可能性があるから、広く区民の立場に立って議論する必要があると。

松下委員、どうぞ。

**○松下委員** 今、皆さんが言われていたことは、本当にごもつともだなと思います。私が思うのは、前期も2年この委員をさせていただいて、そのときに会長を内藤先生がされていたときに言われていた言葉が印象的だったので、もう一回ここでご報告しますけれども、景観行政団体になるということは、すごく意味があって、景観法というものを、ここにも書いてありますけれども、使えるというか、かかわれると。区民が、一人ひとりの住んでいる人たちが、自分たちで自分たちのルールをつくれるということを言われていました。例えば、今まではポイ捨てとか、自転車を置く場所とか、そういったことは、イタチごっこではないけれども、だめ、やめてくださいと言っても捨てる、やめてくださいと言っても自転車が置いてあると。だけど、これが施行されるというか、使われることによって、景観法という法律が、よくない言い方をしてしまえば、法で罰せられるというところまで踏み込める、ある意味、すごくまちをきれいにしようねというだけのことでなくて、大変ある意味責任もあるもので、大切なものだ。区民が本当に文京区をこうしようというふうに思ったのなら、とてもよく効き目があるというか、きちんとしたものができるということを伺って、それまであまり景観法とこれが係わるものが重ならなかったものですから、そこから幾つか私はちょっと勉強というか、調べさせていただいたんですけれども、全国的に見て、まだポイ捨てですとか、自転車の駐輪に関して、これにかかっているところはないらしいんですけれども、本当に区民がそういう気持ちになれば、そういったことにまで踏み込めるというのが景観だなと思ったんです。

景観というと、例えばまちの色ですとか、建物の色、素材、広告ということに偏りがちだと思うんですけれども、本当に引いて見た文京区というものが、例えばきれいなまちなのか、ごみが捨ててないのかとか、そういった景観というのも、やっぱり区民にとっては、例えば子供がたばこの吸殻を食べてしまうかもしれないとか、そういうことも大切ですし、あと、緑に関しても、緑をもちろん守るということは大切なんですけれども、緑を増やすとか減らすとかだけでなく、この場所にこの緑があっただけなのかというような、例えば細い道路、細い歩道に木が植わっているんですね、文京区はやっぱり緑のまちなので。そうすると、自転車とかもすごく不便ですし、例えばそこに緑があ

ったほうがいいのか、それともその緑を切るのではなくて、どこかに移すことによって、道路が過ごしやすい、だけど緑は減らないとか、そういった景観もあるのではないかなというのを個人的に思いました。

だから、色とか、高さとか、そういうことだけにこだわらないで、生活に密着した意味での景観というのも、これを機に一步踏み出せるのではないかなということを感じましたが、そんな理解だったんですけれども、それはちょっと理解が広過ぎるのかなと思ったので、ちょっと発言させていただきました。

**○岸田会長** ありがとうございます。今のご指摘は、この景観計画に関してどこまで、何を議論できるかという、かなり基本的な問題かなと思いますが、いかがでしょうか、この辺については。

**○中村幹事** 内藤前会長もいろいろおっしゃっていましたが、確かにいろいろなものができるようなんです。例えば、お店の前にオープンカフェを設けましょうとか、あるいは清掃活動の回数とか、そういった今委員がおっしゃったような、そういったソフト的なものまでも決めることができるということで、ただ、これは住んでいる方々の合意というものが前提でございまして、法令上全員合意というような位置付けになってございますけれども、そういったものがあれば、さまざまなメニューが用意されているといいますか、つくることができるということで、委員がおっしゃったようなものができるかなというふうに思っております。あくまで合意形成が前提ということでございます。

**○岸田会長** ちょっと私から確認なんですけど、今委員のほうから出ましたポイ捨てとか、駐輪、これは議論あるいは規制ができるということですか、場合によっては。

**○中村幹事** まあ、できないということはないかと思うんですが、やはりそれは……。

**○岸田会長** いやいや、景観法絡みで。

**○中村幹事** 景観法ですか。今日の説明の中に景観協定というのがあって、資料のところでも網かけをしていますけれども、そういったところでは、照明の時間ですとか、そういったものは決めることはできるということですので、それが、じゃ、どこまでかというのは、私も全部把握してございませんけれども、メニューとするとかなりのものができるのかなというふうに思っております。

**○松下委員** 私が把握したところによりますと、結局、つくるほうが、どこが景観かというところから出るみたいなので、景観法というのは、すごい細かくまであるんですけ

れども、それをつくるほうがこれを景観とみなしたら、それはつくれるということでした。

○岸田会長 そうですか。ありがとうございます。

どうぞ、三宅委員。

○三宅委員 今回の松下委員のお話はすごく参考になったんですが、景観法と道路交通法とかという法律の線引きがよく分からないので、ちょっとトンチンカンなことを伺ってしまうかもしれませんが、景観というふうに考えたときに、例えば今節電の問題で大分規制されていますけれども、自販機ですね、あれが相当道路に迫って出ていて、まず景観的にもあまり、先日、川又委員なんかからも、ちょっと個人的にお話ししたときに出たお話なんですけれども、自販機を景観の見地から見たり、景観法から見たりということは可能なんでしょうか。

○岸田会長 私から答えるのが適当かどうか分からないのですが、もし今の松下委員のお調べになったことが正しければ、できるということですね、これは。

○三宅委員 見る側が景観というふうに見ればということですね。

○松下委員 ごめんなさい。私もどこまで分からないんです。でも……。

○三宅委員 何か説得力がありますよね。

○松下委員 省庁に聞いたんですけどね。

○岸田会長 じゃ、これは事務局で、いずれにしても、一度確認していただいたほうがよろしいですね。

○松下委員 すみません。お願いします。

○岸田会長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 今回の自動販売機はおそらくできると思いますけれどもね、私は。景観法というのは、私が思っているのは、全体的には緩く規制をしていって、地域ごとにその地域にふさわしいやり方をするのだと思うんですね。ですから、その場合に自動販売機の問題があるところであれば、その地区でそういう法律をつくるということであれば可能だと思います。今回は、特に先ほども上田委員が言われていましたけれども、あまり最初から頑張り過ぎちゃうとちょっと困るのかなと思うのは、私もそう思うんですけど、最初で失敗しちゃうと、あとは上手くいかなくなりますから、やはり1箇所ですか、私も1箇所でもいいのかなと思いましたが、1箇所本当に上手くいくところで、それを区民の方に見てもらおうというのがまず第一歩かなという気がしています。最初に

幾つもやりたいのは、それはやまやまなんですけれども、そこでだめになったら、それは悪い影響しか与えないのではないかなと思いますので、その地区の選定というのは非常に重要なかなというふうに私は思います。

以上です。

**○岸田会長** ありがとうございます。是非今日の議論にも入ると思うのですが、いや、今日は議論しないのかな、特定の地区をこれから1箇所選びますよね。それが非常に重要だというご指摘なんですけど、今のところは、何か検討されている地区というのはある訳ですか。

**○中村幹事** この選定につきましても、客観的な指標といいますか、そういったものがまずないと選べませんので、今日、指標について具体的なものが出るか分かりませんが、こういったものを指標にしたほうがいいのではないかとといったようなご意見もいただければというふうに事務局は思っています。

**○岸田会長** ありがとうございます。

それでは、ちょっとここで土田委員あるいは佐伯委員から。

**○佐伯委員** 私もいつも言いますように、こういう法律をどうつくっていったら本当に上手くちゃんと思っているような形で施行されるのかなという思いでずっと聞いていまして、今日もお話を聞いていますと、やっぱり皆さんディテールというか、ここはああしたいとかいう部分のところからどうしても話していきますよね。これをまとめるのは難しいだろうなというふうに思って聞いていました。

今ちょうど清水委員に言っていたいたんですが、やっぱり緩く体制を、前から言っている「文京区らしさ」みたいなコンセプトがあって、それをだんだん地域とか何とかで絞っていく。ディテールとして要望されているところがあれば、そのところで絞っていくというようなやり方をすると、いい景観計画がつかれるのかなと思って聞いておりました。大変ディテールの話としては興味のあることが多くあるので、それを頭に入れて今後の検討に役立てたいと思っています。

**○岸田会長** ありがとうございます。これは計画案の、言ってみればまとめ方についてのご意見ですね。確かに大枠的なところ、フレームワークをきちっと押さえた上で個別の議論を、個別の具体的な中身を決めていく必要があるということですね。そういう意味では、審議会もそうですし、検討委員会のミッションも非常に重要なことになりそうですね。

それでは、土田委員、いかがでしょうか。

**○土田委員** なかなか話をするのが慣れていないのであれなんですけど、今、平成の大合併で三千幾つあった地方自治体が、今年の段階で多分都道府県を入れて1,800弱ぐらいになっているんですかね。16年の景観法施行以来、全国に、ちょっと手元の情報が古くて恐縮ですけども、2009年、10年ぐらいで大体400団体くらいが景観行政団体になっていると。これが多いか少ないかという話ではあるんですが、先ほど事務局からのご報告がありましたように、都道府県、政令市、あと中核市ですかね、は原則移行で、黙って景観行政団体になりますので、それを除くと、自主的になっているのが300幾つ。東京都内で、区部で景観行政団体に移行しているのが、たしか10弱ぐらいですかね。半分いってないですね、多分今年の段階だと。

そんな中で、文京区さんも景観行政団体になって積極的に景観に取り組んでいこうということは、非常に心強いというか。是非きめ細かいというところとちょっと語弊がありますが、先ほどもお話に出ていたように、都市計画法と景観法の違いというのは、いい面、悪い面があると思うのですが、都市計画は意外と上から目線で規制ということなんですけれども、景観の場合はそれに加えて、やはり自分たちの景観ないしは地域づくりというところと密着していけるという、硬いところと柔らかいところが両方持てるという辺りを、是非前向きに検討していくような景観計画であり、その運用という面でいくと景観行政団体というようなところは一つ目指していくといいんじゃないかなと思います。

それで、審議会と検討委員会の関係みたいなものが先ほど来お話が出ていますけれども、審議会のほうは全体のまとめの話が中心になるので、きめ細かい部分というのは検討委員会さんのほう、ないしは区内連絡会のほうにお願いをして、そこでポイントになるのは、例えばこの資料第2号の1ページ目の「景観法に基づく景観計画」の中で、例えば今、文京区さんは景観行政団体ではないので、東京都が景観行政団体になっていて、いいも悪いも、その傘下に居ると。

先ほど二重行政というご指摘もありましたが、基本的には東京都の景観行政団体のやり方等々を一応トレースをするというか、お任せをするという構造になっていて、この1ページ目の左上に東京都景観計画から引き継ぐところというポイントが書かれていますが、例えば東京都の景観計画は、大中域景観しかやっていないので、例えばこの神田川景観基本軸というのがあります。これは、文京区は北側ですけども、その向こう側には千代田区がいてという、その区境のところの景観処理みたいなものは、これはも



う区が景観行政団体になっても、こっち側はきれいだけれども、向こう側は汚い。よく千葉と東京都の河川の護岸整備の質が違うなんていう話は景観問題になったりしますけど、その種の他区との調整をどうするかというような視点が1つ。

それと、これはオール東京都の中の部分、他区との調整が1個なんですけど、先ほど重点地区のお話もありましたように、重点地区が1個でいい訳ではなくて、極論すると全区、極論ですよ。全区その個性ある、ないしはその隣同士が良好な関係にある地区。別の言い方をすると、住民の固まり、コミュニティかもしれないですけども、その辺の色塗りの分け方、重ね方というゾーニングみたいなものを、やはり主体的には、この一番上位の審議会の中で、全体と部分の関係を重点的に、あと中の細かいところみたいなやつは、またちょっと別の議論というような流れなんかが一つあるんじゃないかなと思いました。

長くなりましてすみません。

**○岸田会長** ありがとうございます。

時間がもう半分以上過ぎたので、多少まとめる方向でいきたいと思うんですが、今の先生のお話を受けて、資料第2号の2ページに、今日の審議の内容の一番重要なところ、要するに、計画に定める事項と、それから検討の方向性ですか、この辺幾つか具体的に項目が挙がっております。これに関してはそれぞれどのように考えていったらいいのか、ご意見をいただけませんか。各項目ごとでも結構ですが。必須事項というのは、ある意味これはもうデフォルトでやっていかないといけないことですよね。だから、特にここで議論しなければいけない区独自に定める事項が3つございます、この辺についてはいかがでしょうか。例えば、4番の行為の制限に関する事項、これはどちらかというと規制のほうですね。「文京区らしさ」を構成する要素や特性、立地などをより際立たせる基準をつくると。そういうものができれば……。

**○松下委員** 難しい。「らしさ」から話さないといけない。

**○萬立委員** 内容というよりも、今言われた4番、5番との関係でいきますと、文京区全体の「文京区らしさ」という問題とともに、特に重点というところに分けられてこれは方向性が示されていますけれども、右の欄の意見交換会というところにちょっと注目したんですが、これは随時区民の方を含めた検討委員会を続けていきながら、適宜区民意見をこれに取り入れて膨らませていくということなのか。でも、スケジュール的には2回ということになっていますが、この辺の取り入れ方の手法はどのように考えていら

っしゃるのか。

それと、スケジュール全体を見てみますと、いわゆるパブリックコメントというものが、これは12月以降になる訳ですね。だから、骨子ができた後。というところでより広く意見を聞くということになるんですが、やはり区民意見の取り入れ方というのが、特に5番のところの地域特性などによって重要な鍵になってくるかなと思うんですけども、その取り入れ方を是非、今の段階で考えていらっしゃるところを教えてくださいなのですが。

**○岸田会長** ありがとうございます。これについてはどうでしょうか。

**○中村幹事** 特に決めてということはないのですが、集まっていたいただいて、景観に対する思いですとか、そういったものをざっくばらんに語っていただき、さまざまな要素を吸い上げながら、検討委員会に反映していきたいというふうに思っていますので、テーマとしてはそこに大きく3つありますけれども、そういった大きなテーマの中でいろいろなお意見をもらいたいと。景観という広範な範囲になりますので、好き嫌いを含めていろいろあると思うのですが、そういったものを含めてご意見をいただきたいというふうに考えております。

**○萬立委員** 進行していく中ではっきりさせていく必要があるのかなと思うのですが。要するに、意見を取り入れる窓口といいますか、これが私はもっと広いほうがいいのかなというふうに思いました。意見交換会のところは、これは5つの地域に分けられておりますけれども、もう少し隣接する地域などを含めても、非常に地形的にも、またコミュニティ的にも違いがあるところがまとまっているところがこの大きなブロックだと思いますので、19でしたか、界限に分けているところの地域意見などというところも尊重を是非していただきたいなと思っております。

**○岸田会長** ありがとうございます。場合によっては、この意見交換会、地区をもっときめ細かく増やすということもできるんでしょうか。物理的に無理なのか、ちょっとその辺が分からないんですけども。

**○中村幹事** 物理的に無理だということももちろんありますが、そもそも景観基本計画がありますので、その中で19界限ということで、それぞれの特徴を区分けしながら書いていまして、それに基づいてガイドラインをつくっていますので、これまで実績とすれば、かなりの成果が上がっています。ですから、自治体によっては景観計画がないところもありますけれども、文京区はもう10年以上の実績がございますので、そうい

ったものを踏まえた上で、さらに意見交換をしていきたいという位置付けでございます。

**○岸田会長** ということなのですが、いかがでしょうか。確かに区民の意見をとにかく集約し、広く聴くということは一番重要なところでもございますよね。それで、現実的なスケジュールの中では、今考えている5地区で進めるということでやっている訳なんですけど、萬立委員からのご指摘もあって、周辺には、いろいろ違う地区もあるから、そこからの意見も集約できるようなことでやったほうがいいというご意見だったのですが、どうもそういう現実的なスケジュールの中で、条件の中でこういうことになっているようですが、いかがでしょうかね。

**○萬立委員** とりあえず推移を見てまいりたいと思いますけれど、具体的にこの近辺だけ見てみましても、大きなブロックで分けますと、ここは中心的なところになるのかな、と思うんですけれども、例えば白山通り、千川通りから一歩東に入りますと、まちは変わりますし、中心部でも白山寄りのほうに行けば下町的になってきますし、そういったところで、大きくくりでまちを考えるとということだけで収まらない、やはり地域、界限ごとの特質の尊重されるべきものと、まあ変えていかなきゃいけないものということがあると思いますので、是非そういった意見については酌み取っていくということをお願いをしたいと思います。

それで結構です。

**○岸田会長** 分かりました。

松下委員、どうぞ。

**○松下委員** 1つ質問なんですけれども、この19の地区の中から1つが選ばれるのかなというところが、まず根本的な質問なんですけれども、この地域を決めるというのは、先ほどの話ではないけど、上から決めることではなくて、多分ボトムアップで住民、地域の方がやりますとって決まっていくのが、多分この地域なんだと思うんですね。今回に限ってではないのかもしれないんですけれども、特に今回。だから、1地域、どこがいいですかというのは、住んでいる人の意見がない限りは、そこがいいとかいうのは、みんな勝手に言えると思うんですけれども、まあそれぞれの理由があって、けど、そこに住んでいる方たちが自主的にどうしたいというものがわき出てきて、ボトムアップで地域が決まるのかなと思うんですけれども。

**○岸田会長** おそらくこれは、もちろん委員のおっしゃるようにボトムアップ、これが理想的だと思うのですが、多分何もない白紙の状態で、どうですか、手を挙げるところ

はありますかとお聞きしても、手が挙がらない可能性があるので、これはあくまでもたたき台というふうにとらえればいいのかという気もします。事務局のほう、何かございますか。

○**中村幹事** 重点地区のお話ですか。

○**岸田会長** はい。

○**中村幹事** これは先ほど申しましたように、まず重点地区を選定するための指標を設定するに当たって、まず方向性をここでご議論いただきまして、そういった指標に基づいて、それにふさわしい地域を幾つか選定をして、それは検討委員会で絞っていきます。我々の案といたしましては、次回の景観審議会のときには、複数、2ないし3位になるかと思うのですが、そういったものをお諮りいたしまして、ご審議いただいて、1つにお決めいただきたいなというふうに今現在は考えております。

○**岸田会長** ありがとうございます。どうでしょうか。

○**松下委員** その2～3というのも、2～3に決めてということですか。2～3にもう絞っていただいた後に……。

○**中村幹事** ある程度絞らないと、この決められた時間の中で難しいと思いますので、それは検討委員会の中で幾つにするかはまた検討しますけれども、幾つか候補地があって、その絞ったものを次回お諮りをしたいということでございます。

○**松下委員** 順番なんですけれども、その絞る作業で、こちらに返していただく作業と、その地域の方に聞く作業というのはどちらが先になるんですか。

○**中村幹事** 地域の方には、こちらの案としては、決まった後にお示しをしたい。説明会をやった上でワークショップを行いたいという考えです。

○**松下委員** 決まった、1になった後に。

○**岸田会長** ということでございます。

○**小野委員** 松下委員がおっしゃるように、その地域の方がやる気がなければ、幾ら決めても動かないでしょうというご指摘だと思うんですね。あるいは、その地域がやりたいと言っているところじゃないと無理じゃないかという、そういうことですね。

○**松下委員** 極論はそうなんですけど、文京区の方はすごく柔軟性もあるし、皆さん、お優しいので、やってくださいと言うと、きっと、ちょっと何か選ばれちゃった喜びと緊張とで、ちょっとやりましようかみたいなムードにはなるんだと思うんです、まちおこしにもなるかもしれないとか。だけど、それというのは、全体的にみんながこのま

ちをどうしようかと考えているものではなくて、お空から降ってきたみたいなことになったりするんじゃないのかなと思いましたので、どこの時点で住民がどう係わるのかなということが……。だから、今言われたことだけではないんですけども、ちょっと心配だったんです。

**○小野委員** 分かりました。

続けますが、そのご懸念はよく理解できます。その辺、具体的に、どう進めるかというのがまだ明確には、こちらとしてもこういうやり方でいこうということがまだはっきりしておりません。ただ、今のご指摘は非常に重要なところですので、せっかく選んだとしても、地元の方が全然乗ってこないということであればだめですし、その逆でもだめということもあるかもしれませんので、その辺が上手く合致するように、どんなやり方でいくか、今後検討していきたいと思います。

**○松下委員** すべての方のお声が入るのは無理かもしれないんですけども、思いが全然分からない方、最後までできても知らなかったという方があったりとかがないようにお願いします。

**○三宅委員** 景観賞を何回か皆さんで討議してやらせていただいた経験から申しますと、本当は景観賞を決めさせていただくことは、その地域の活性化にもっともっとつながっていくはずだったというふうに思っているんですね。と申しますのは、文京区報に書いてくださっています。それからポスターもあります。だけど、「景観賞って何だ」「景観賞なんてものをやっているの」ってやっぱり聞かれることがあって、実は今松下委員がおっしゃったのとつながると思います。地域の平熱が低いといいますか、文京区は大変優しい方が多いとおっしゃるのは、そうであってほしいと思いますし、そうだと思いますけれども、ある意味で、山の手気質といいますか、あまりそういうことにかかわらないという気質の強い地域と、それから、商業地域で、非常に下町のよさというような、区長さんがおっしゃる、いい意味でのおせっかいというふうなおっしゃりよの気質もあって、ここに何回か「文京区らしさ」というのが出ておりますけれども、「文京区らしさ」というのは、聞く人によって何か全然違うタイプの2つの文化が、上手くミックスするときもあれば、離れてしまうときもあるという感じがあるんですけども、とりあえずこの景観なんかの、こういうせっかくの賞ですから、ものすごい魅力的な商品が付く訳ではないですけども、でも、これは地域にとっては、ある意味ではすごく大きなイベントなんだよ、楽しいイベントなんですよというようなPRを広報を通じて

もっとやっていただくと、少しこういうことにお役に立てるのではないかなというふう  
に思うんですけれども。

**○岸田会長** ありがとうございます。景観行政、賞を含めて進めていくことによって、  
具体的に区民にメリットが目に見えるような形にしていくことが重要だというご指摘だ  
と思います。いろいろ工夫していかないといけないと思いますけれども、賞を出すとい  
うことは、続けていけば、段々広がっていくと思いますし、さらにもっといいアイデア  
があったら、是非盛り込んでいきたいと考えております。

**○藤原委員** 景観行政団体、景観計画区域というのは区内全域になるわけですね。重点  
地区だけではなく全域にかけるということになりますと、最終的には相当な意気込みが  
なくてはできないのではないかと思うんです。先ほど、最初は頑張り過ぎないとおっ  
しゃいましたけれども、もちろん頑張らないでできれば一番いいんですけれども、全域  
にかけていくに際しては、やはりもっと基本的な、何で景観行政団体を目指すのかとい  
うところから、やはり合意ができていないとできないと思うんです。

私の考えでは、やはりさっき節度というか、経済的な活動との兼ね合いとかもおっ  
しゃいましたけれども、むしろ景観をよくすることによって経済的にもよくなるという  
方向にいかなくてはならないので、その辺はやはりもっと本腰を入れて、景観をよくす  
ればこういういいことがあるというのが出てこないとならないのですけれども、例えばヨ  
ーロッパなんかですと厳しい規制がかかっていますけれども、その規制によってまちが  
守られて、生活も守られて、それでまた賑わいもできてというふうに、守ることが何か  
と抵触するのではなくて、全体にいい方向に行くというのが必要じゃないかと思うん  
です。国内でも幾つか思い切ったことをやった自治体もありますし、そういう事例なん  
かも参考にしながら考えていったらいいんじゃないかと思うんです。本当に小さなまち  
ですけど、8,000人とか、そんな程度ですけれども、文京区の20万人とは規模が  
違いますけれども、神奈川県の実鶴町とか、そういういいまちづくり条例というか、景  
観も含めたまちづくり条例を持っているところとか、そういうところもやはりかなり厳  
しい規制はありますけれども、まちとして上手くいっているところを参考にした  
らいいんじゃないかと思うんです。

**○岸田会長** ありがとうございます。今ご指摘のよい事例が場合によってはあるだろ  
うと。そういうものについての調査というか、調べはされていることはあるんでしょ  
うか。

○**中村幹事** 委託の中でもそういった先進行政の事例ということの研究のことを含んでおりますけれども、それができるのは、やはり住んでいる方々の財産とか、そういったものを制限しますので、先ほど来出てきている住民合意、こういったものが整えられるのであれば、それはいろいろな規制といいますか、指導・誘導ができるかなというふうに思っております。行政側が一方的に決めるのではなくて、やはり住んでいる方々の合意を得ながら、できるところまでをやっていくというのが基本かなと思っております。

○**藤原委員** それにはやはりパブリックコメントまで待っていないで、基礎調査の段階からもっときちんと住民に説明していく必要があるんじゃないかと思うんですけれども。

○**岸田会長** なるほど、むしろ積極的に、どういうご意見が出るか分からないけれども、パブリックコメントを前倒しにしてやるぐらいでもいいのではないかというご意見だと思うんですが、これはどうでしょうか。

私も、藤原委員のおっしゃることはすごく賛成なんです。特に考え方においてですね。ただ、僕は、景観というのは元々公のものとして価値を認めるかどうかというところにかかわってきて、そういう面で言うと、日本は文化的にあるいは歴史的になかなか自分のもの、私のものと公のものというのは、あまりに明確に区分されちゃっていて、みんなでつくっていく公というのはなかなかないですよ。できていない。だから、ある意味せっかくいい機会なので、そういう方向でいけばいいと思うんですが、一方でそういう文化、歴史の問題もあるので、時間がかかると思うんです。一挙にはなかなかいかない。強引にそれをやろうとすると、また勝手に自分の私権を侵されたと思う人も出てきますので、そこは難しいと思いますね、景観行政は本当に。ですから、あまり焦らず、短兵急にする必要もなくて、やっぱり文化を育てていくぐらいのつもりでやらないといけないのかと思っております。

それでは、先生方、いかがですかね、この景観計画に定める事項というのは、まだありますし、検討の方向というのも具体的にここに書かれておりますけれども、どうぞ、清水さん。

○**清水委員** 今いろいろと議論も出ていましたけれども、藤原委員と松下委員のお話で、意見の求め方ですね。意見交換会というのを非常に上手く使わないと上からのになってしまうので、ここは非常に、まあ今日もそうですけれども、同じレベルまでに行くのに時間がかかってしまう。何を話せばいいのか最初分からないということがありますので、住民の方が、やはり私も松下委員と同じで、本当に熱意があるところでやらないと、上

手くいかないのではないかと考えていますから、そういう指標も是非入れてほしいなと思います。面積だとかいうのは分かりますけれど、それだけでいって、選ばれたものが本当に上手くいくとは限らないので、これは指標化できにくいものですが、まちとしてそういうものやってもいいという感触があるかというのは一番大きい要素なのではないかと思っておりますので、特に意見交換会がもう7月末にあるようですので、そのときに上手く意見が出るように、景観と言ってしまうと分かりづらくなってしまいうので、要するに、見えているもので、何をどうしたらいいかというのをみんなに語ってもらうとか、変に法律から、頭から考えなきゃならないということにはならないように、分かりやすいことから話してもらうというふうなことでやっていただいたほうがいいのかなというふうには思います。

**○岸田会長** 他の先生方、いかがでしょうか。どうぞ。

**○土田委員** 先ほどちょっと申し上げた地域主導でということは、もう絶対原則だと思うんですね。ただ、先ほど、他区との関係の調整みたいなことを申し上げさせていただいたのは、文京区内のいろんな個性ある地域、地区で、そのコミュニティの形も多分、種々様々だと思うんですね。それは平面的に分けてもいいし、重なってもいいと思うんですね。そこに必ず地域だけでは解決できないとか、地域だけの合意ではいろんなコンセンサスができない可能性みたいなものを、要は区ないしは審議会なのか検討委員会なのか分かりませんが、そこ主導で整理をしていくみたいな視点も併せて検討を進めておきますと、多分計画が、単純に言うと、時間がかかるのはもちろん重々了解しておりますが、ばらばらになってしまう可能性もある。

あと、景観行政団体になるのは、あくまで文京区がなるわけですので、行政計画としての効率性、運用性、いろんな規制をたくさんつくって、それを、10年の経験がおありになりますアドバイザー制度もある訳で、その中で、昨年ですかね、検討の中で会長も指摘していたように景観アドバイザーが足りないのではないかと。実績のある景観の指導を、じゃ、アドバイザーを10人にすれば上手くいくのかというと、必ずしもそうじゃないとは思いますが、その種の行政計画としての効率性だとか、妥当性みたいなものもある程度視野に入れながら、官民協働、公民連携というのは、今あまり言われなくなりましたが、あくまで地域主体は地域主体、その地域の中で公と私と、もしくは地域の住民の方がどう連携していくのかみたいな視点を、総じて、その辺の議論を早くから同時並行で走らせておくと、中身が詰まる段階で妙な偏りが出てこない可能性があり



ますので、それだけちょっと、お願いをすることではないんですけども、先ほどの補足で発言させていただきました。

**○岸田会長** ありがとうございます。今のご指摘、これは大切ですね。意見の集約だけでなく、上手くその意見が効率的に出るようにする工夫が要するというご指摘だったと思うんですけども、これはちょっとご検討いただきたいと思います。

**○中村幹事** 検討させていただきます。

**○名取委員** 今のお話にもちょっと係わるかもしれないのですが、住民主体とよく今言っていて、その地域ごとで、例えば景観についていろんな意見が出てきたものを、ここで言うと、今出ているのは5つの地域を一応分けて考えたいと区のほうが言っているんですけども、それでもある程度行政主導で話を持っていかないと、住民の人たちの景観に対する考え方というのは全部違うと思うんですね。同じ土壌に文京区中がなれる話ではないと思うので、そうしたときに、区が一つの方向性なり、文京区が考える景観というのはこういうものだよというものを示してもらったほうが、みんな考えるときに、じゃ、うちのまちはどうなんだろうかというのを考えやすいのではないかなと思うんです。ただ、いい景観って、じゃ、どういうのがいい景観なんだというそもそも論にいつちゃうんじゃないかという気がするんです。地域に突然「これから景観計画をつくるから、何か考えてよ」なんて話を下したとしても。ですから、一つの基準になる何か物差しをつくれたらつくったほうが考えやすいのではないかなと思うんです。

例えば、よく観光地なんかで、それこそ自動販売機からマクドナルドの看板から同じ色に統一しているようなところがあるじゃないですか。派手なものは使わないで、倉敷だったかな、そのまちに合わせた工作物にしていって、こういうまちにしましょうよということをやっているところもある。それを文京区に望むのか、今ある程度もう成熟しているこれだけの住宅地だったり、商業地がある文京区を、じゃ、どういう景観に持っていくのかというような、大まかな筋でも示しておいていただかないと、やっぱり住民の人は雲をつかむような話になっちゃうんじゃないかなと思います。

このスケジュールでいくと、住民説明会にしろ何にしろ、来年の3月までにはある程度答えを出すという話ですから、そこら辺りは慎重にというか、目標というかな、何かを見せてもらったほうが話が進みやすいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**○岸田会長** ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。これは7月下旬か

ら始まる意見交換会には、一応区で検討している、また、この審議会が出た意見等を反映したものをある程度示しながら意見を交換するわけですよ。

**○中村幹事** 今出たご意見もそうなのですが、やはり導入において、景観基本計画はもうつくっておりますので、そういったものをベースにしながら、具体的な写真などを使って例示をしながら、イメージを膨らませるというふうな形で導入したいなと思っております。

**○岸田会長** ということでございます。

**○名取委員** 同じ土俵に乗らないと、というのがね。

**○岸田会長** そうですね。

岡村委員、どうぞ。

**○岡村委員** 私も公募委員となって3年経って、ちょっといろいろ今までと違う、少し積極的にやりたいという気持ちになって、区の方ともいろいろご相談しているんですけども、さっきの地域説明会にどれだけ参加できるかどうかということ言えば、以前、文京グリーンコートのすぐ裏の道が、車のスピードを出させないような工夫をしたものができ上がったんですけども、その会議があるという連絡を何度受けても、平日の夜何時とかで、仕事が忙しくて一度も出られませんでした。区民の参加ができるチャンスというのはそんなものです。だから、出てないから関心がない訳ではなくて、出られない人が圧倒的に多いんですね。

そういう意味で言ったら、地域説明会を幾ら、その何倍やっても、やっぱり難しい面があると思うんですけども、ただ、正直言います、私、公募委員で、この前も三宅委員と話したんですけども、この景観審議会の審議のこと以外は、区からは景観に関して連絡を何もくれません。例えば景観計画の委員会があるということ、まあ言う必要はないんですね。知らせる必要はないと言われればそのとおりなんだけれども、何も知らなくて通り過ぎちゃったんですね。そんなものなんですよ、相当アンテナを張っているつもりでいても、そんなものだとすることを是非ご理解いただきたいと思うんです。

そんな話を、別に悪い意味で言っている訳ではないんですけども、意見をいろいろ聞いていたら、私の家の近くの本駒込の地域活動センターで今度まち歩きがありますということをお教えいただきまして、それを案内していただいたのは、景観アドバイザーの中村さんで、とてもおもしろかったんですけども、そういう機会も聞かないや分からない。本当に残念なんですね。何とかそれができないのかなと。ここにおられる方はこ

れだけ関心があつて、そういうことがあれば、きっと出られる方もいたと思うんだけど、でも、それを広げるということは、正直言ってまだ限界があるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

**○岸田会長** ありがとうございます。いろんな情報の周知徹底というか、広報もやり方をちょっと工夫したほうがいいかもしれませんね。

それと、今のお話で、景観ツアーみたいなものをやると、意外と広報の一環になったりしませんかね。

**○岡村委員** ですから、その結果も今日ここでお話ししてくれればとってもおもしろかったと思うんですよ。そういういっぱい調査をやられているのに、宝をため込んでいてのような気がしてしょうがありません。

**○岸田会長** 事務局もかなり膨大なデータをお持ちですので、すぐ簡単にまとまらないという面もあると思いますので、なるべく早く見せていただくようにしていただければと思います。

それでは、だんだん時間が迫っていますが、これまで意見をいただけなかった委員の方からお一人ずついただけますか。

田中委員、お願いできますか。

**○田中委員** 今お話をずっと伺ってしまして、私も今回初めてでしたので、まあ「文京区らしさ」というところの部分から、自分なりに確認をずっとしていたんですが、やはり松下委員が言われたとおり、熱意みたいなものからわき上がるものというのがきっと大きいと思いますので、そういう区民の出番ですとか、本当に話し合いのときに、私もここまでのいろいろお話を伺わないと、同じ土俵に上がれなかったという部分がありましたので、そういうようなところを大事に、次のときにまた意見を申したいと思っております。

**○岸田会長** じゃ、次回、よろしく願いいたします。

それでは、萬立委員のお隣の高橋委員、お願いします。

**○高橋（豊）委員** 各委員の方から熱心ないろいろな提案がありましたけれども、私も従前根津のまちづくりなんかをやったことがあるんですけども、そのとき、根津の方々のまちへの熱意というんですか、そういうのを非常に感じて、そういう中で議論、ワークショップをやっていきますと、非常に盛り上がっていろいろな提案がありました。

ですから、そういった地域特性なり、地域の方々の思いとかというのを上手く引き出すような形でもって、ワークショップをやれば非常にいい意見が出るかなと思っております。

それから、私、区の職員なんですけれども、それとは別に文京建築会というところで、今、建築士の方々といろいろ協議をして地域の活動をしているんですけれども、そういった方々も専門家として地域を改めて見て、いろいろな意見を持っていますので、そういった外の意見もいろいろ聞くような場もあつたらいいのかなという感じがしております。

**○岸田会長** ありがとうございます。ワークショップは、特にいろんな方の意見を引き出すためには、これは議長役の方が大変重要そうですね。今、ワークショップは職員の方が全部担当されてやっておられる訳ですね。

**○中村幹事** そうですね。資料はコンサルタントの方につくっていただきますけれども、主体的には職員がやっているということです。技術的なものについては、アドバイスをいただきながら進めていっているということでございます。

**○岸田会長** それはご苦労さまです。是非いい意見を引き出してください。よろしくお願ひします。

それでは、藤田委員。

**○藤田委員** 教育推進部の藤田と申します。私は多分、文化財等を担当している関係で、こちらにいると思うのですが、7番の景観重要建造物等のところで一番係わりが深いのだらうと思うのですけれども、常日ごろから所有者の方の意識と、公あるいは地元の方の意思みたいなものの調整というのに非常に苦労というか、困っております。こちらの景観の関係でも同じような論点が今後多分出てくるのだらうなと思ひまして、自分の仕事にも生かしたいですし、文化財の関係でもこれからお世話になりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**○岸田会長** ありがとうございます。やっぱり最後は公私の調整のところに行きますね、大きな問題は。時間をかけてやっていきたいと思ひますけれども。

それでは、松丸委員、いかがでしょうか。

**○松丸委員** 今日は1回目ということもあつて、ちょっと考えが上手くまとまってないんですけれども、区民の意見を集約する、聞き出すということは非常に大事だと思うんですね。ただ、それは非常に言うはやすく、やるのは難しいということで、意見交換会

にしる何にしる、やり過ぎるということはないと思いますので、可能な限りそれは開いていただきたいなと思っています。

それから、過去に景観行政団体に移行した自治体があるということなので、東京都に限っても10区位ですか、あるので、その何か参考になるような資料が利用できたらいいかなと思います。

それと、重点地区の選定に当たっては、これまで景観賞の審議をずっとやってきていますので、そういう積み重ねたものとかも何か利用できればいいかなと思っています。

以上です。

**○岸田会長** ありがとうございます。今の松丸委員のご意見に関係してですけれども、私も普通の区民の方にとって景観法とか、あるいは景観って何だろうというところから始まらないといけないという面があるのかなと思います。こういう場だと、景観というのは一応こういうものだろうと、皆さん共通の認識が多分一定程度あると思うんだけど、普通はなかなか難しいですよ。だから、まず最初に景観とはこういうものではないか、景観に気をつけると、こういういいことがあるんだというところを理解していただくことが大切かなと思いました。

それでは、西谷委員、いかがでしょうか。

**○西谷委員** その前にちょっと基本的なことをお伺いしておきたいのですが、景観行政団体に認定するのは、どこが認定するんですか。

**○中村幹事** 東京都が同意して景観行政団体に移行するというところでございます。手続き上は都に対して申請を出して、都が同意をします。

**○西谷委員** 国ではないんですね。

**○中村幹事** 東京都、都道府県です。

**○西谷委員** もう一つは、ここで景観法の仕組みを活用することができる、この地方公共団体を景観行政団体と言うということなんですが、この仕組みを活用できるメリットというのは一体何なのでしょう。

**○中村幹事** 景観条例というのを先ほどご紹介したと思うんですが、これはいわゆる自主条例というもので、お願いによる指導・誘導です。ですから、内藤前会長からもこんなことがあったかと思うのですが、今度は自主条例ではなくて、景観法という法に基づいた規制・誘導ということになりますので、これは全然別のものだということになります。

○西谷委員 それからもう一つは、23区で既に景観行政団体になっているというところはあるのでしょうか。

○中村幹事 これはデータとしては6月1日時点のデータがございまして、現在は13区、3市ということで、東京都を含めて17団体になってございます。全国で言うと、508団体ということです。区で言いますと、世田谷、新宿、江東、足立、杉並、墨田、港、目黒、品川、江戸川、板橋、荒川、練馬という形になっています。市では、府中、町田、八王子ということでございます。

○西谷委員 それで、結局、法に基づいて推進できるということで、規制力が強くなるということが最大のメリットだと思うのですが、景観を議論する以上は、私権の制限ということは避けて通れない。やはり大幅な規制ということが前提にはなるだろうと思うんですね。したがって、そうは言うものの、規制を伴ってくる訳ですから、無理のない形で進めるためには、モデル地区を一つか二つつくって、上手くいくのならば、それに準ずるといふような形で広げていく手法が正しいのではないかと私は思います。

○中村幹事 まさにおっしゃるとおりでございまして、先ほど来出ていますように緩やかな規制ということがこの景観計画に指定された区域内で行われるというふうに思っております。さらに強いものは、景観地区というもので、この網かけの2つ目にありますけれども、これはがちがちのものでございまして、高さですとか、建物の外壁の位置ですとか、非常に厳格に決めるものがございましてけれども、これは都市計画の手続きによって定めるというもので、これは一番厳しい規定があります。

ですから、今おっしゃった重点地区は、その中間的なものでございましてけれども、住民合意の上で、景観計画区域の中では、より厳しい規制をしていくということで、今委員がおっしゃったような形で今後やっていきたいということでございます。

○西谷委員 規制をしていく以上は、住民の意見というのは最大限尊重されなくてはならないんですけども、そういう意味では、このスケジュールは相当タイトじゃないかなと私は思うんですね。相当無理がありそうな感じがするんですが、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○中村幹事 景観基本計画自体も10年以上前につくっていますので、そういったものをベースにしながら、新たな区独自のものを決めていくということですので、真っさらな状態ではございません。ですから、手続き的には厳しいことは承知をしておりますけれども、こういった流れの中で移行していきたいというふうに考えております。

○西谷委員 以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。要するに、景観絡みで文京区はこれまで実績があるというふうに考えていい訳ですね。突然提案するというものではないということですね。

それと、あとはモデル地区の選択が重要だというご指摘、先ほどからかなりの委員からもご指摘があったのですけれども、これはやはり一つでもいいから必ず成功する、上手くいくところを見つけることが重要だということでございます。区には是非その辺、選択を誤らないように、いい場所を選んでいただきたいと思います。あの地区であれだけ上手くいったんだったら、私たちもやろうかというふうになりますよね。

それでは、最後に川又委員、お願いできますか。

○川又委員 私は3点まだちょっと自分で納得できていないところがございまして、景観法というのに基づいて、この文京区が今のこの計画をなさっているのですけれども、その中で、景観協定とか、そういう仕組みというんですか、こういうことをやっちゃいけないよとか、こういうふうにしましょうという全体的な法規のようなものをつくるということが一つあって、もう一方で、どこか特定のモデル地区を設定して、その中はその法規とはまた別に、何か特別なプロジェクトを進めていくということなのか。それとも、それは両方とも並行して同じような考え方で進んでいくものなのかというのがちょっと理解できないところでした。

第2点目に、モデル地区を設定するという場合に、ものすごく景観が悪いところをわざわざ選んで、そこを設定することで、5年後にはこういうふうになりましたというふうなものを目論んでいくのか、それとも、元々すごくいいところを選んで、そこをさらにこうしたことでもっとよくなりましたというふうな方向でいくのか、その辺もちょっと分からなかった。

あと、そのモデル地区を設定するに当たって、先ほど松下委員がおっしゃっていたように、下からのボトムアップが必要じゃないかということで、今までも、例えばあそこの桜の木を切るのは反対だとか、ここに高い建物を建てるのは反対だとかという住民運動は幾つか文京区にも寄せられていたと思うんですね。そういうところは、もうそういう地盤ができているというか、過去に経験があるところだから、そういうところで進めていったら、多少は上手くいくんじゃないのかなということを感じたこと。

あと、こういうことを上から計画していくに当たって、このものだけを進めていくの

ではなくて、もうちょっと多角的に、何とかトラストとか、そういうのを文京区で民間から寄附をいただいたものをそういうトラストのようなもので運営して行って、上手く利用していくとか、あと、公園なんかを景観と皆さんの生活と一体になった形で上手くやっていくとかいう、そういう別の仕組みとも連携してやっていったら、もうちょっと上手くいくんじゃないかなというふうに感じました。

**○岸田会長** ありがとうございます。川又委員から3つほどご指摘がありましたが、1つは、協定と、それから特定の地区の計画はどういう関係があるかということだったんですが、これは協定自体は枠組みであって、地区でそれぞれ具体的な中身をつくるということですよ。

**○中村幹事** 景観法の構成としてこの3つを挙げておまして、景観地区は、先ほど申し上げたように、これは都市計画で定めていくもので、高さだとか壁面線とか、敷地の最低限度とか、そういったものを厳しくとといいますか、厳格に決めていくというものがあります。

それから、協定は、先ほど申したように地域住民の方々が合意をとればできていくということで、いろいろな細かなルールができるというものでございます。今我々の考えている景観計画というものをつくっていくということで、これは全部一緒ではなくてそれぞれ別々の構成になっているというものでございます。

それから、モデル地区は、これは先ほど来出ています指標を決めた上で選定していきますけれども、悪い地区をよくしていくのもあるでしょうし、今あるものを守り育てていくということもありますので、それはまたこの場でも議論いただきたいなと思っております。

基本的に悪いところというのは、ちょっと今想像できませんけれども、一定以上の良好な住環境があるというのは文京区の特徴かなと思っております。

それから、トラスト等については、先ほど申しましたように、それはやはりどういうふうな方向性でいくかということを含めて、検討委員会やこの審議会の中でご議論いただければというふうに思っております。

**○岸田会長** ありがとうございます。

2つ目の地区の選定に関しては、やっぱり住民の熱意がある程度あるところが重要ですよ。それがないと、もう何も進まないのではないですかね。是非その辺をお考えいただきたいと思います。



それでは、時間がもうほとんどありませんが、必ずしも今日宿題になった検討事項とか、あるいは検討の方向性をすべて議論できなかつたかもしれませんが、最後に、どうでしょうか。これだけは一言言っておきたいということがありましたら……。

○上田委員 検討委員会は傍聴できますか。

○中村幹事 これは特に制限してございませんので、自由にご参加ください。

○岸田会長 傍聴ができるということでございますね。

○中村幹事 はい。

○岸田会長 じゃ、委員の先生方で時間がおありになる方は、是非傍聴してください。

よろしく申し上げます。

○上田委員 8月何日ですか。

○中村幹事 これは広報でお知らせいたします。

○上田委員 それは知っています。

○松下委員 見逃しちゃうんですよね。

○中村幹事 8月10日号でお知らせをいたします。

○上田委員 8月10日号の区報を見よと。

○岸田会長 8月10日号で出るということですか。

○中村幹事 出るということです。

○岸田会長 はい、分かりました。

それでは、他にご質問やご意見などございませんようでしたら、以上で本日の審議は終了といたします。

今日ご発言いただいた内容については、今後、景観計画検討委員会等において、計画への反映など合わせてご検討いただきたいと思います。

また、答申につきましては、景観計画骨子について継続して審議を行い、来年度において行うものとします。答申自体は来年度ですね。

事務局からの連絡事項は他にございませんか。

○中村幹事 本日はありがとうございます。本日いただいたご意見につきましては、今後、景観計画検討委員会等において検討させていただきたいと存じます。

なお、次回開催でございますけれども、10月下旬から11月初旬を予定しております。ここでは「文の京都市景観賞」の選考をしていただく予定でございます。本日も議論いただいた議題につきましては、先ほど申しましたように12月に開催を予定して

おります第3回景観審議会において、改めてご議論いただきたいと考えてございます。

以上でございます。

**○岸田会長** ありがとうございました。

それでは、本日の審議会、これで終了にしたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —